

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項に基づき、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 4 条第 1 項第 14 号に掲げるいさざ落し網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 7 年 1 月 12 日

京都府知事

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他の制限措置

漁業種類	漁業者 の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者 の資格	条件
いさざ落し網 漁業	6 名	京共第 8 号 (大丹生川河口)	2 月 10 日から 4 月 30 日まで	京都府に住所 を有する者	別記 1
		京共第 8 号 (高野川新橋下流端 より下流)			

別記 1

- (1) 流水幅員の 5 分の 1 以上の魚道を開通しなければならない。
- (2) 使用漁具は 2 統以内に限る。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この許可の有効期間は、令和 8 年 2 月 10 日から令和 13 年 2 月 9 日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件を付すことがある。